

第7期羽咋市障害福祉計画
第3期羽咋市障害児福祉計画

令和6年3月
羽 咋 市

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の根拠	2
3 計画の期間	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画の基本理念	3

第2章 障がい者を取り巻く状況と課題

1 障がい者を取り巻く状況	4
2 アンケート調査結果からみえる現状	11

第3章 計画目標及び見込み量の設定と確保方策

1 成果目標と活動指標	21
2 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み	31
3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	37
4 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み	47

第4章 計画の推進

1 庁内の連携体制	49
2 関係機関との連携体制	49
3 計画の進行管理	49

参考資料

1 障がい福祉サービス事業所一覧	53
2 羽咋市障害者計画等策定委員会設置要綱	54
3 羽咋市障害者計画等策定委員会委員名簿	55
4 用語集	56

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

羽咋市では、平成19年3月に第1次、平成27年3月に第2次、令和3年3月に第3次羽咋市障害者計画を策定し、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるよう、「ノーマライゼーション^{*}」及び「リハビリテーション^{*}」を基本理念として障がい者施策を推進しています。

国では、平成25年4月に障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律^{*}（以下、「障害者総合支援法」という。）」を施行し、平成25年9月に障がい者施策の基本的あり方を示す「障害者基本計画（第3次）」を策定しています。

また、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約^{*}」に批准し、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律^{*}」では障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいのある人の権利擁護^{*}や自立した生活への支援が強化されており、令和3年の同法改正では、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

近年では、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、障がい者が自ら望む地域生活への支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきたほか、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が令和4年に改正され、令和6年度以降、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センター^{*}の役割・機能の強化などが行われる予定となっています。

「第7期羽咋市障害福祉計画」及び「第3期羽咋市障害児福祉計画」は前計画の期間が令和5年度で終了するにあたって、制度改正の内容や社会情勢の変化、それらに伴う障がいのある人たちを取り巻くニーズを捉えるとともに、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するため、障がい福祉サービス等に関する数値的目標の設定及び各年度のサービスの必要量を見込むとともに、必要なサービス提供体制の確保のための方策等を定めるものです。

「ノーマライゼーション」とは

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で障がいのある人もない人も、共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという考え方

「リハビリテーション」とは

障がいのある人が障がいのない人と同じように生活するために、ライフステージの全ての段階において、その人が持っている身体的、精神的、社会的能力を発揮し、その自立と社会参加の促進を目指すとの考え方

2 計画の根拠

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画と、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める市町村障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

名称	第 7 期 障害福祉計画	第 3 期 障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)
位置づけ	障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める

3 計画の期間

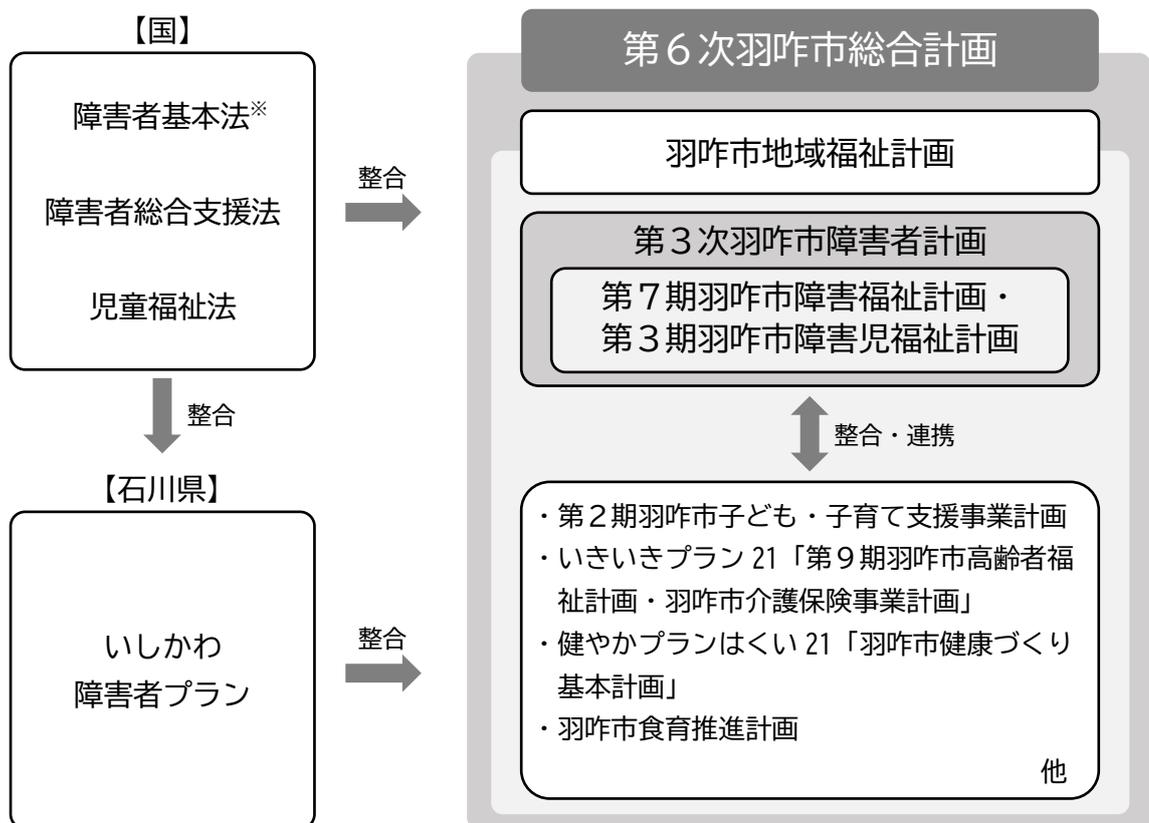
第 7 期羽咋市障害福祉計画及び第 3 期羽咋市障害児福祉計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間に計画期間とします。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
第 3 次羽咋市障害者計画					
第 6 期羽咋市障害福祉計画・ 第 2 期羽咋市障害児福祉計画			第 7 期羽咋市障害福祉計画・ 第 3 期羽咋市障害児福祉計画		

4 計画の位置づけ

本計画は羽咋市の最上位計画である「第6次羽咋市総合計画」との整合性を保つとともに、基本計画にあたる「第3次羽咋市障害者計画」と一体となって、市の障がい福祉サービスや児童福祉法に基づくサービスの見込み量ならびに見込み量確保のための方策を定め、計画的に推進するための計画です。

また、国・県の上位計画や市の関連計画を踏まえて策定しました。



5 計画の基本理念

第3次羽咋市障害者計画と同様に、「希望を持ち、助け合い、活躍する ひと・まちづくり」(第6次羽咋市総合計画より)の基本目標を実現できる施策をみんなで創っていきます。

第2章 障がい者を取り巻く状況と課題

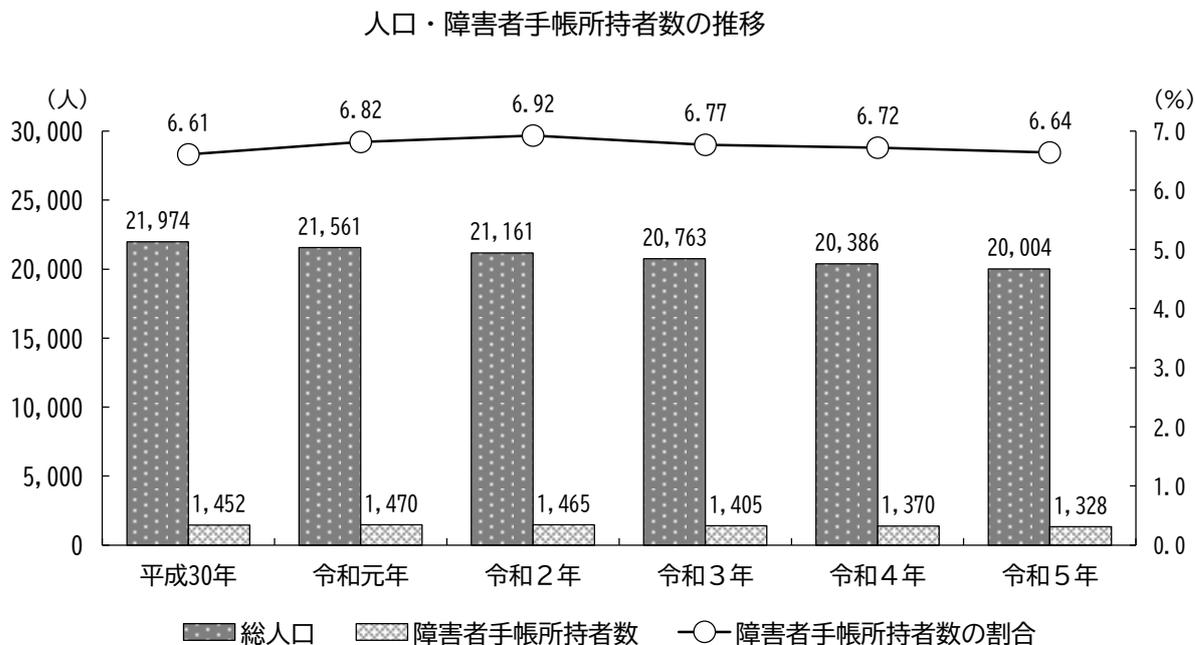
1 障がい者を取り巻く状況

(1) 人口及び障がい者の推移

① 人口の推移

本市の総人口は、令和5年4月1日現在 20,004 人で、減少傾向にあります。

障害者手帳所持者数は、令和5年4月1日現在 1,328 人で、令和元年度以降減少傾向にあり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は 6.64%と令和2年をピークに減少傾向に転じています。

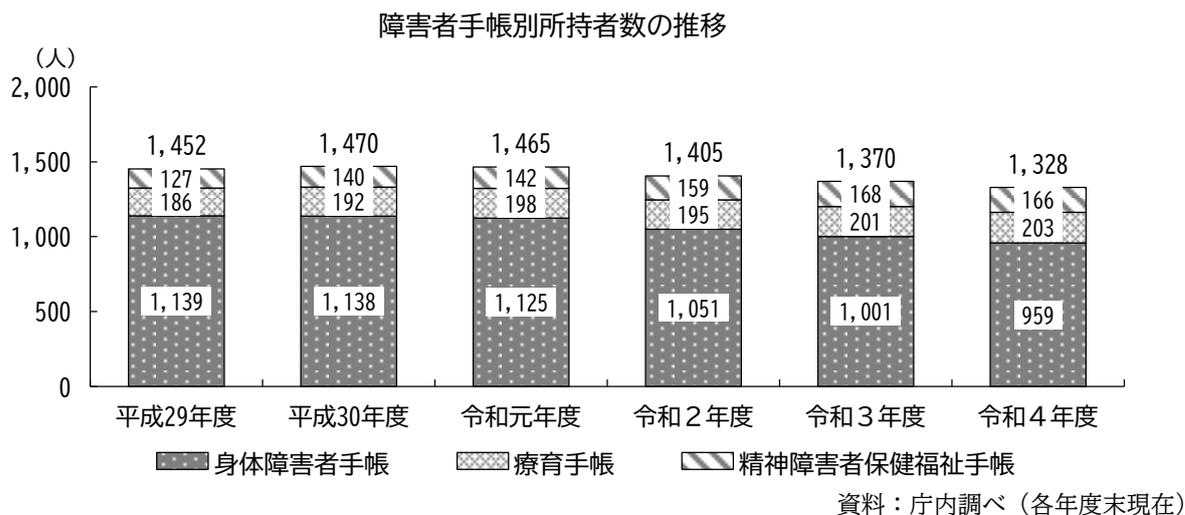


資料：人口は住民基本台帳（各年4月1日現在）、障害者手帳所持者数は庁内調べ（各年4月1日現在）

(2) 障がい者の状況

① 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年度末現在959人となっています。また、療育手帳※所持者数は年々増加しており、令和4年度末現在203人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、令和4年度末現在166人となっています。



② 等級別・障がいの種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和4年度末現在、1級の手帳所持者数が294人で最も多く、次いで4級の手帳所持者数が206人となっています。また、3級、4級の手帳所持者数は平成29年度から令和4年度にかけて大きく減少しており、他の等級についても概ね減少、横ばい傾向となっています。

等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	296	304	361	303	288	294
2級	171	173	157	157	149	145
3級	264	264	224	234	220	195
4級	268	262	245	232	223	206
5級	59	60	63	60	56	53
6級	81	75	75	65	65	66
合計	1,139	1,138	1,125	1,051	1,001	959

資料：庁内調べ（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者数の障がいの種類別の推移をみると、令和4年度末現在、肢体不自由が503人と最も多く、次いで内部障がいが310人となっています。また、内部障がいの手帳所持者数は令和元年度をピークに減少に転じており、聴覚・平衡機能障がい、肢体不自由の手帳所持者数も年々減少しています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
視覚障がい	54	53	54	52	53	53
聴覚・平衡機能障がい	112	104	106	90	83	79
音声・言語・そしゃく 機能障がい	12	14	13	15	15	14
肢体不自由	616	610	587	552	523	503
内部障がい	345	357	365	342	327	310
合計	1,139	1,138	1,125	1,051	1,001	959

資料：庁内調べ（各年度末現在）

③ 障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の程度別の推移をみると、令和4年度末現在、中度の手帳所持者数が76人で最も多く、次いで軽度の手帳所持者数が64人となっています。また、軽度の手帳所持者数は増加傾向にあります。

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
重度 (A)	62	63	63	63	66	63
中度 (B1)	78	79	80	77	73	76
軽度 (B2)	46	50	55	55	62	64
合計	186	192	198	195	201	203

資料：庁内調べ（各年度末現在）

④ 等級別精神障害者手帳所持者数の推移

精神障害者手帳所持者数の等級別の推移をみると、令和4年度末現在、2級の手帳所持者数が137人で最も多く、次いで3級の手帳所持者数が20人となっています。また、2級、3級の手帳所持者数は平成29年度に比べ増加となっています。

等級別精神障害者手帳所持者の推移

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1級	10	8	6	7	7	9
2級	102	113	117	135	142	137
3級	15	19	19	17	19	20
合計	127	140	142	159	168	166

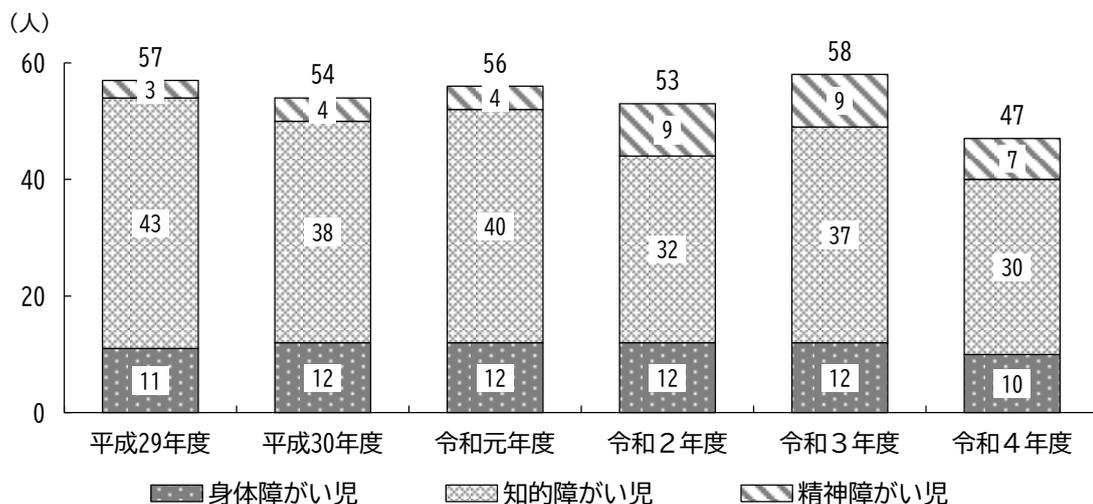
資料：庁内調べ（各年度末現在）

（3）障がい児の療育・教育の状況

① 障がい児の推移

障がい児の推移をみると、令和4年度末現在、身体障がい児^{*}は10人、知的障がい児^{*}は30人、精神障がい児^{*}は7人となっています。また、精神障がい児は令和2年度に大きく増加しており、知的障がい児は増減を繰り返しながらも減少傾向となっています。

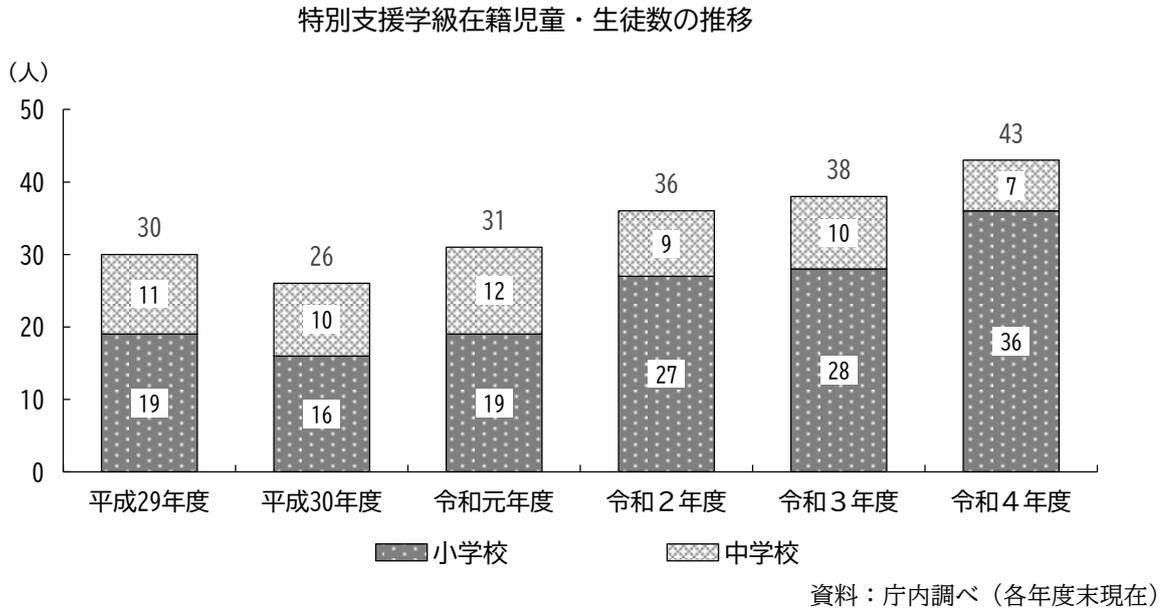
障がい児の推移



資料：庁内調べ（各年度末現在）

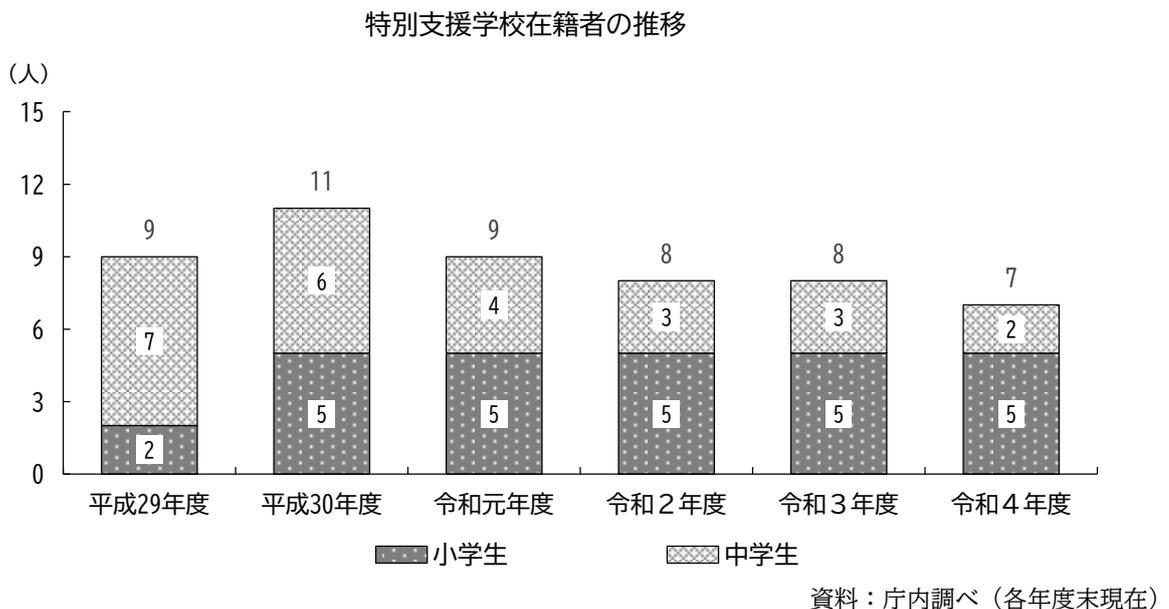
② 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、令和4年度末現在、小学校の児童数は36人、中学校の生徒数は7人で、小学校の児童数は増加傾向となっています。



③ 特別支援学校在籍者の推移

特別支援学校在籍者の推移をみると、令和4年度末現在、小学生は5人、中学生は2人で、中学生は減少傾向となっています。



(4) 手当、雇用・就労の状況

① 手当等の受給状況

各種手当の受給状況をみると、令和4年度末現在、障害年金受給者数が469人と最も多く、全体数は令和3年度まで増加傾向にありましたが、令和4年度では減少となっています。

手当等の受給状況

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
特別障害者手当	8	9	10	12	12	10
特別児童扶養手当	56	55	53	55	52	49
障害児福祉手当	9	9	8	7	8	7
石川県心身障害者扶養 共済制度	28	28	29	24	23	21
障害年金受給者数	454	462	473	476	480	469
合計	555	563	573	574	575	556

資料：庁内調べ（各年度末現在）

② 障がい者の雇用・就労の状況

一般就労^{*}移行者は平成29年度から令和元年度にかけては実績がありませんでしたが令和2年度以降は毎年1人の利用となっています。また、就労移行支援事業所利用者数は令和4年度末で3人となっています。

障がい者の雇用・就労の状況

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
一般就労移行者数	0	0	0	1	1	1
就労移行支援事業所 利用者数	4	4	5	5	5	3

資料：庁内調べ（各年度末現在）

(5) 医療の状況

① 更生医療受給対象者の推移

更生医療の受給対象者は、令和4年度末現在90人となっています。

更生医療

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実人数	76	81	80	85	76	90

資料：庁内調べ（各年度末現在）

② 育成医療受給対象者の推移

育成医療の受給対象者は、令和4年度末現在3人となっています。

育成医療

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実人数	5	5	8	4	3	3

資料：庁内調べ（各年度末現在）

③ 精神通院医療受給対象者の推移

精神通院医療の受給対象者は令和4年度末現在331人、うち新規対象者は36人となっています。

精神通院医療

単位：人

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
実人数	267	279	289	216	343	331
うち新規	29	21	21	21	33	36

資料：庁内調べ（各年度末現在）

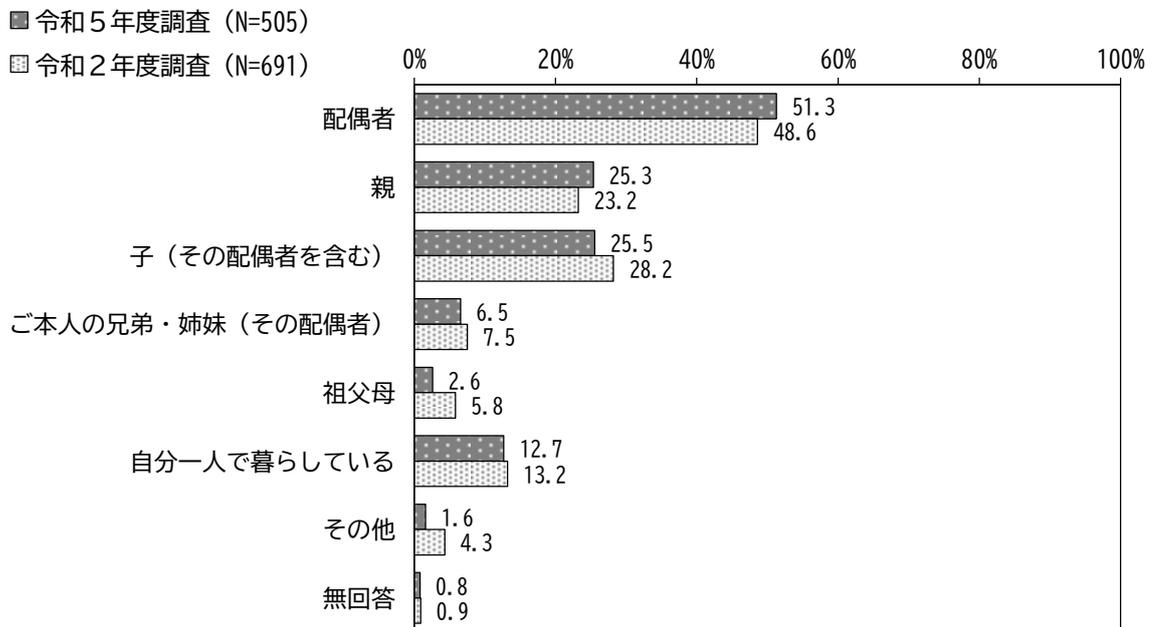
2 アンケート調査結果からみえる現状

令和5年8月から9月にかけて、市内在住の障害者手帳をお持ちの全ての方、市内の障がい福祉サービスを提供している法人を対象にアンケート調査を実施しました。アンケート調査結果から、特に障がい者の現状として課題となる点は次のとおりです。

(1) 日常生活、暮らしについて

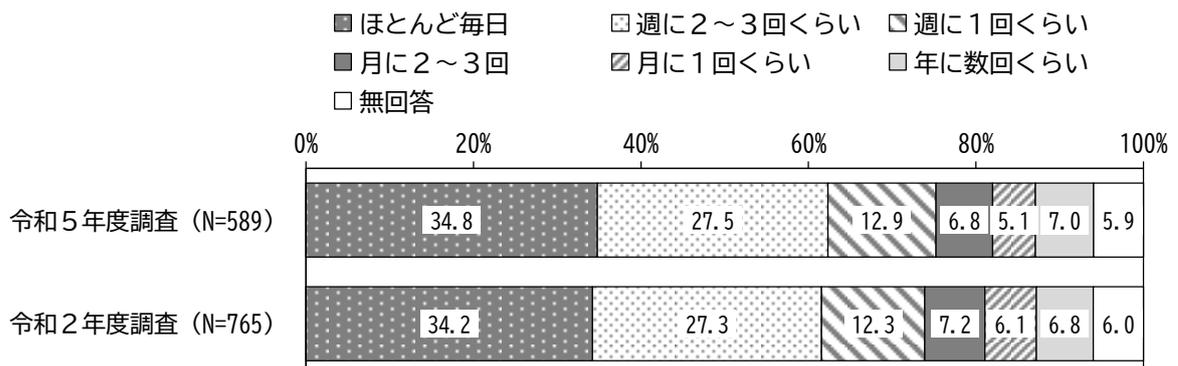
① 家族構成（複数回答）

「配偶者」の割合が51.3%と最も高く、次いで「子（その配偶者を含む）」の割合が25.5%、「親」の割合が25.3%となっています。



② 外出の頻度

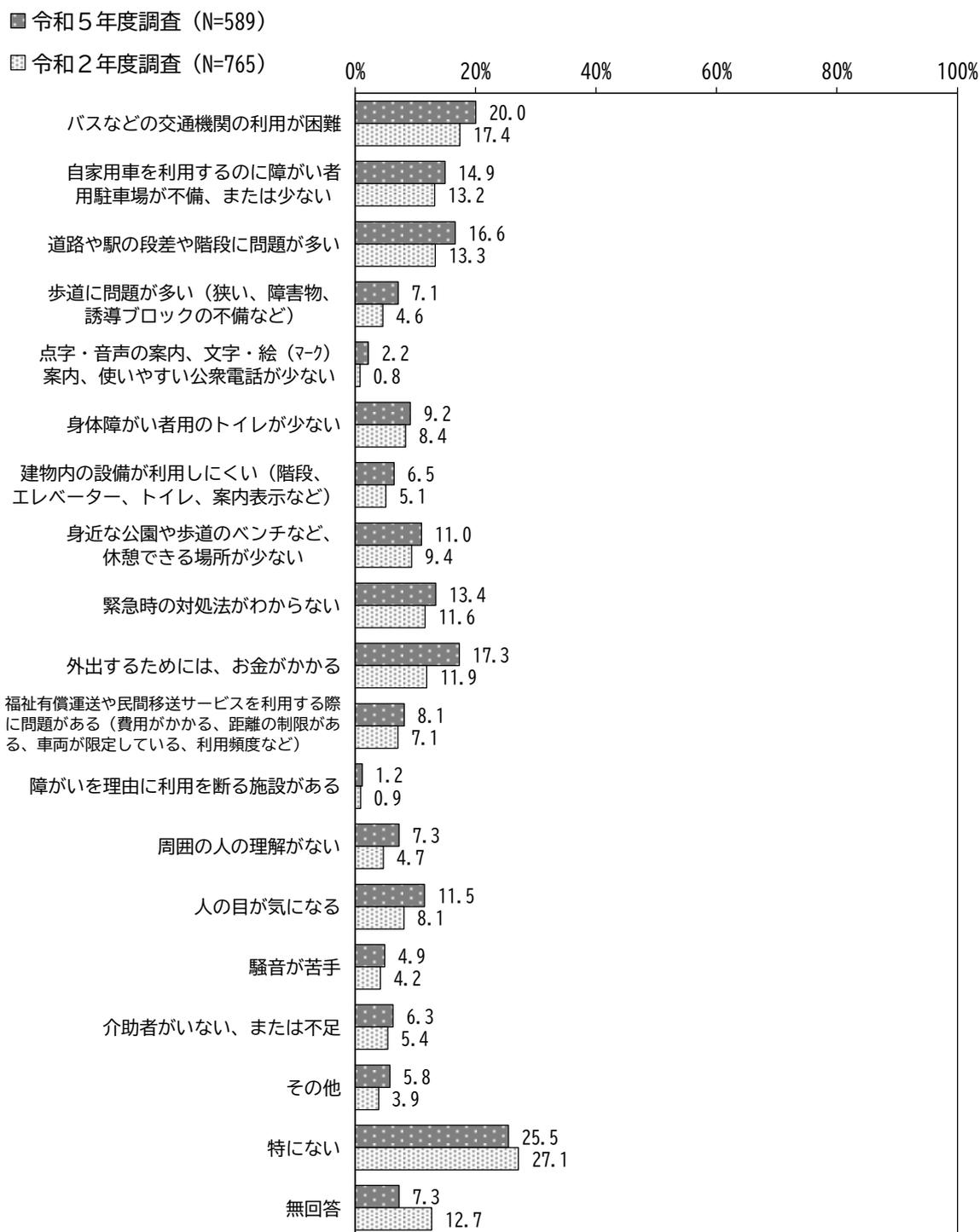
「ほとんど毎日」の割合が34.8%と最も高く、次いで「週に2～3回くらい」の割合が27.5%、「週に1回くらい」の割合が12.9%となっています。



③ 外出の際に困ること（複数回答）

「特にない」の割合が25.5%と最も高く、次いで「バスなどの交通機関の利用が困難」の割合が20.0%、「外出するためには、お金がかかる」の割合が17.3%、「道路や駅の段差や階段に問題が多い」の割合が16.6%、「自家用車を利用するのに障がい者用駐車場が不備、または少ない」の割合が14.9%などの順となっています。

令和2年度調査と比較すると、「外出するためには、お金がかかる」の割合が増加しています。



(2) 相談支援について

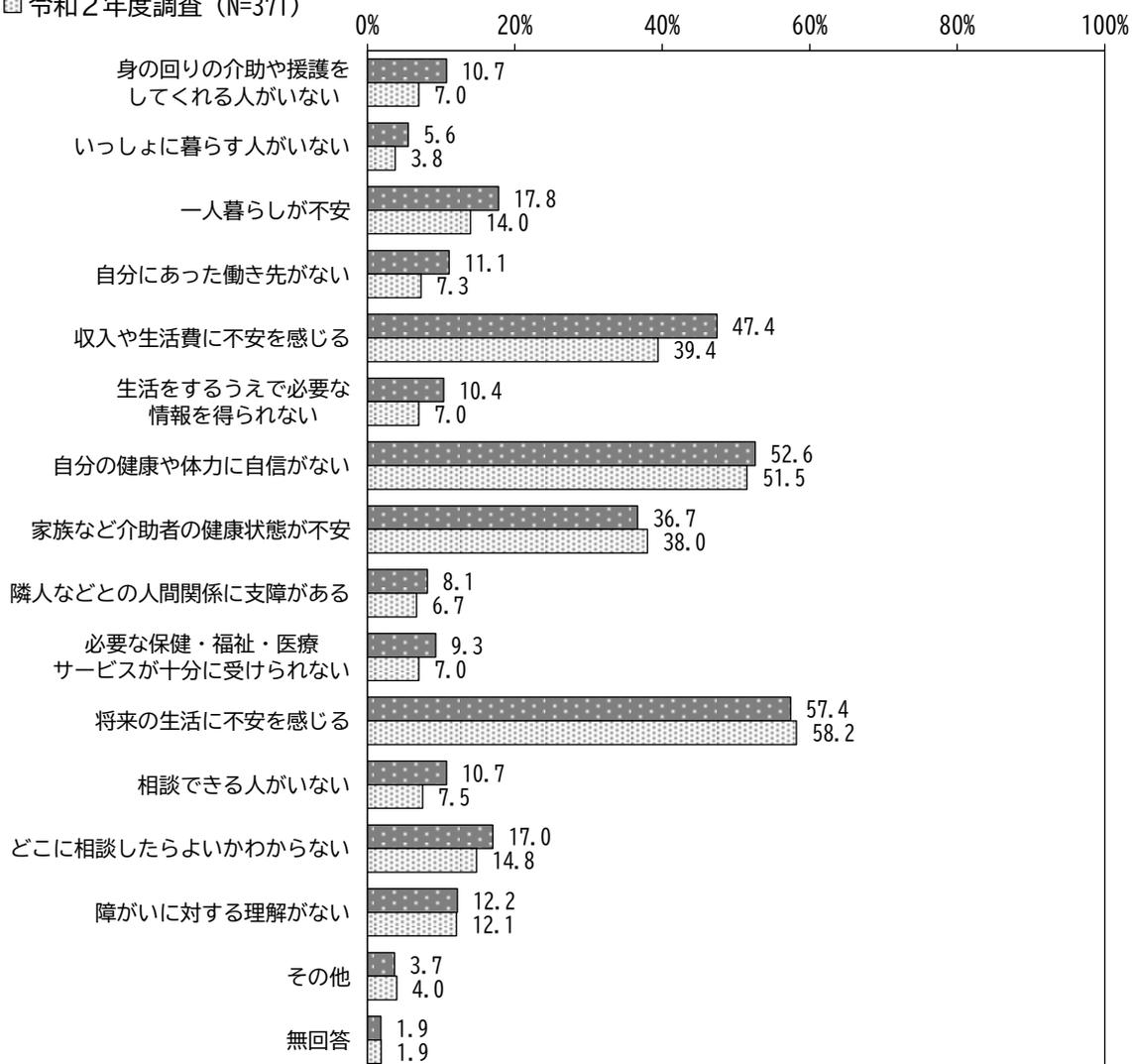
① 普段の悩みや困ったことについて（複数回答）

「将来の生活に不安を感じる」の割合が57.4%と最も高く、次いで「自分の健康や体力に自信がない」の割合が52.6%、「収入や生活費に不安を感じる」の割合が47.4%、「家族などの介助者の健康状態が不安」の割合が36.7%などの順となっています。

令和2年度調査と比較すると、「収入や生活費に不安を感じる」の割合が増加しています。

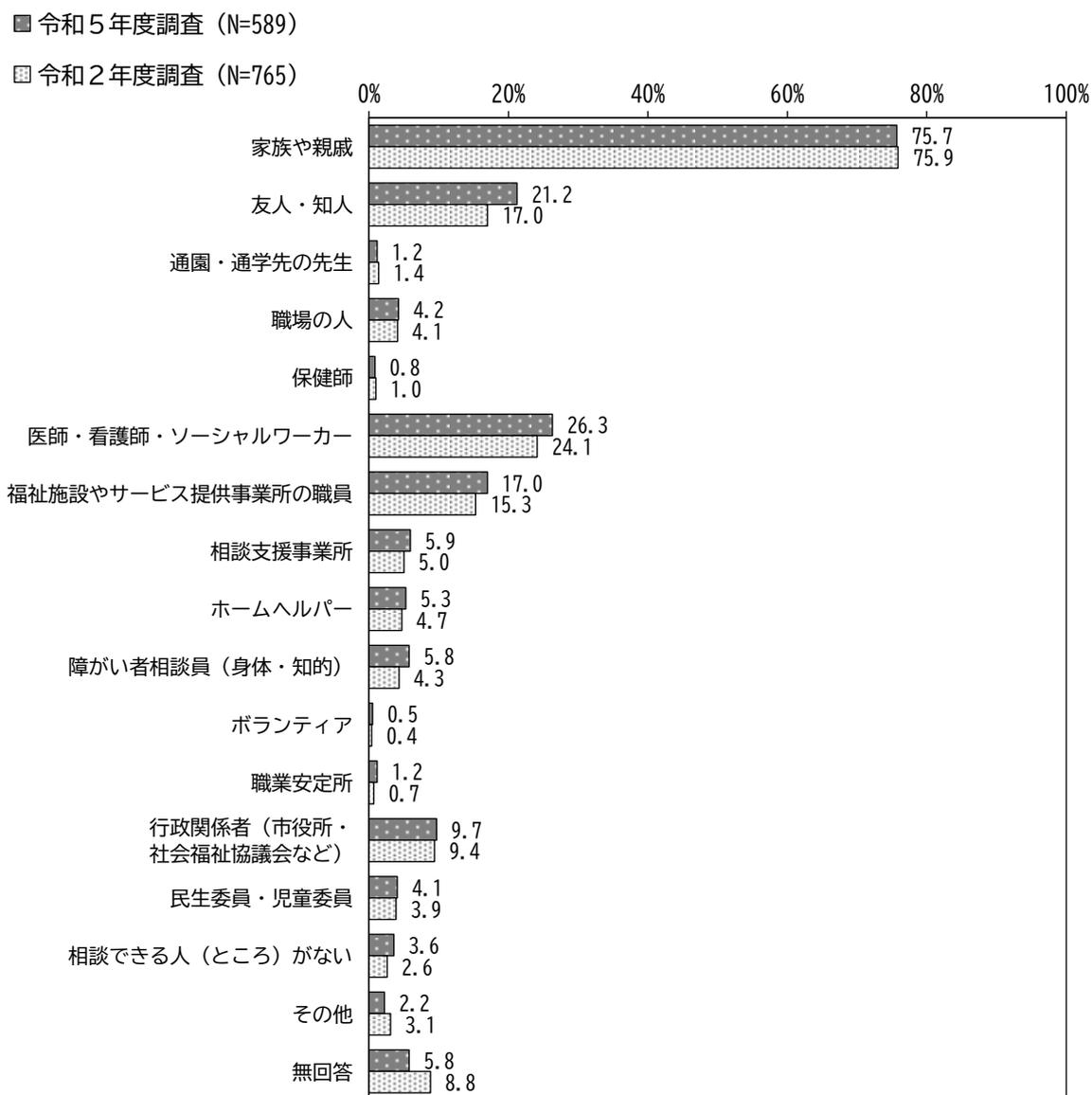
■ 令和5年度調査 (N=270)

▨ 令和2年度調査 (N=371)



② 主な相談相手

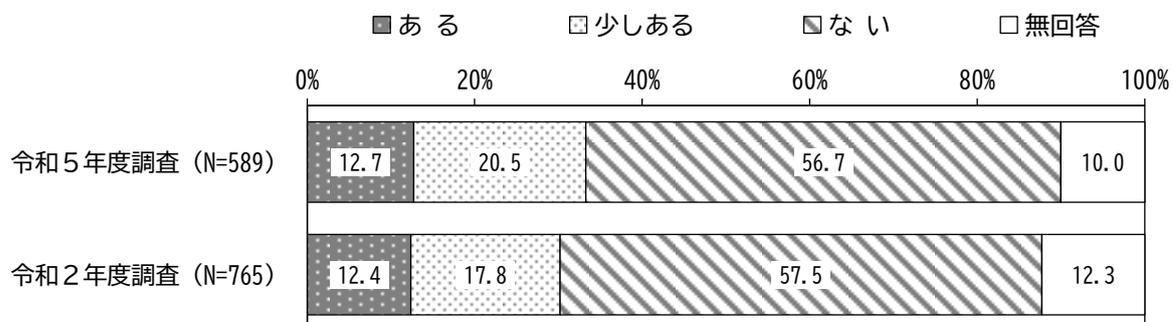
「家族や親戚」の割合が75.7%と最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー」の割合が26.3%、「友人・知人」の割合が21.2%、「福祉施設やサービス提供事業所の職員」の割合が17.0%などの順となっています。



(3) 権利擁護について

① 障がいのことでの差別や人権侵害

「ない」の割合が56.7%と最も高く、次いで「少しある」の割合が20.5%、「ある」の割合が12.7%となっています。



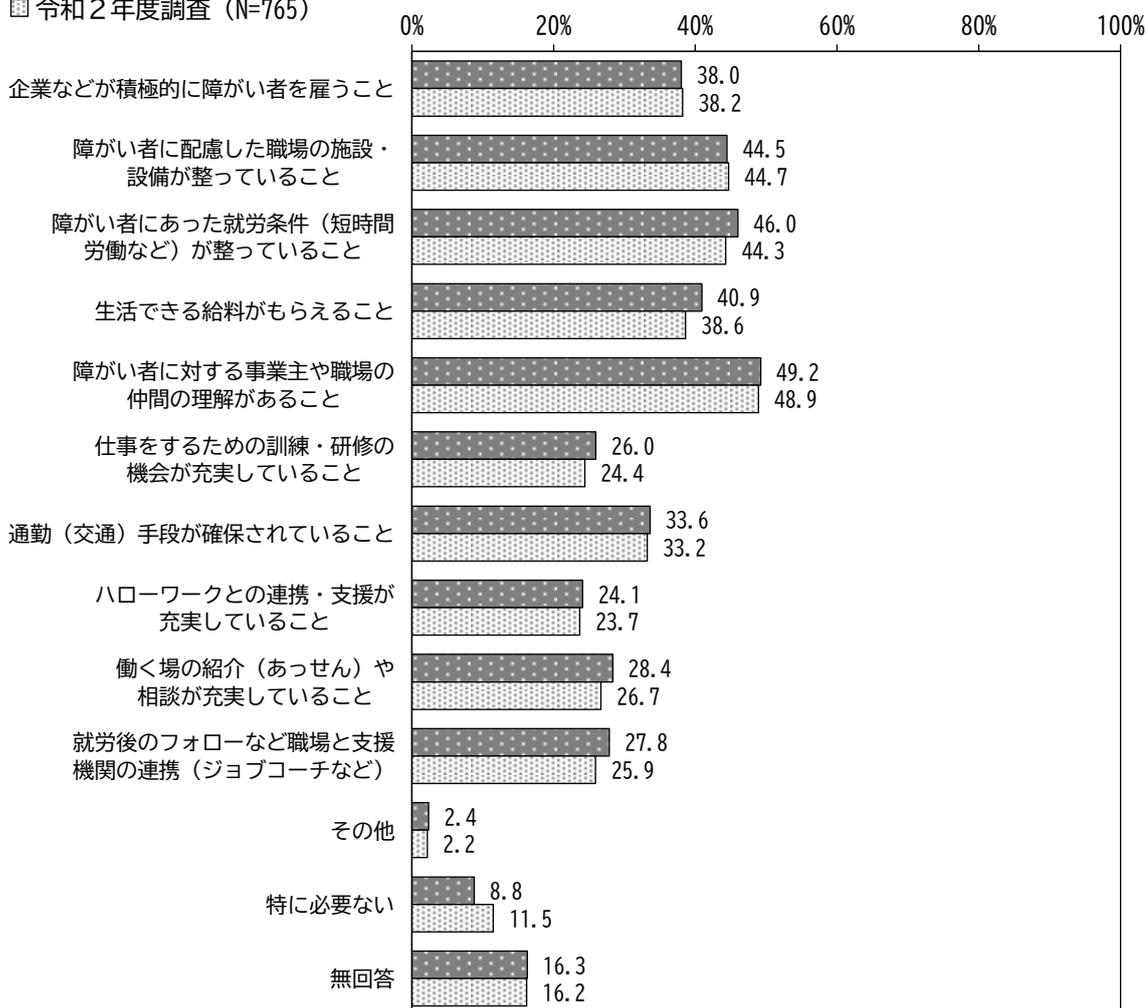
(4) 就労について

① 就労に必要な支援（複数回答）

「障がい者に対する事業主や職場の仲間の理解があること」の割合が49.2%と最も高く、次いで「障がい者にあつた就労条件（短時間労働など）が整っていること」の割合が46.0%、「障がい者に配慮した職場の施設・設備が整っていること」の割合が44.5%などの順となっています。

■ 令和5年度調査（N=589）

▨ 令和2年度調査（N=765）

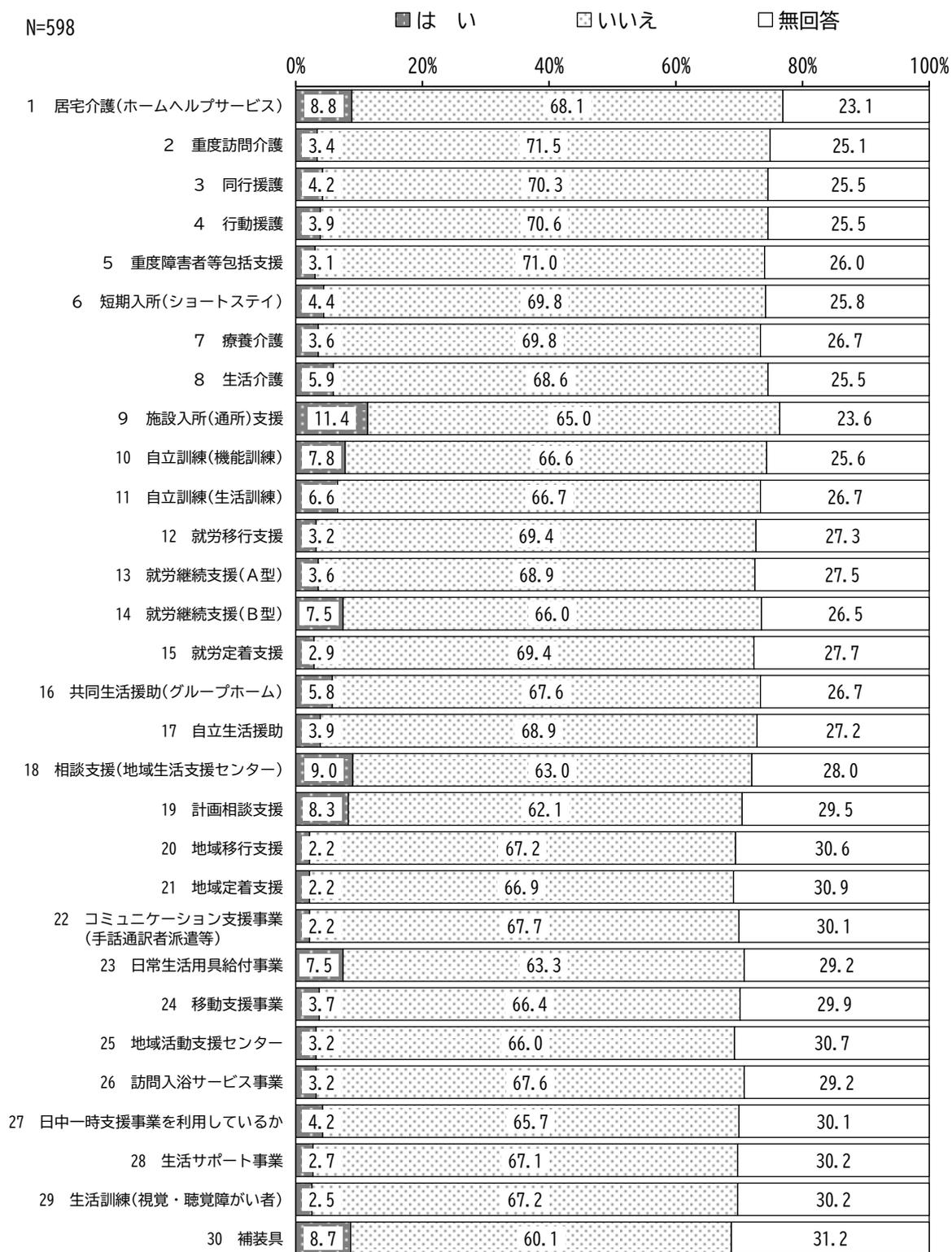


(5) 福祉サービスの利用状況、利用意向

① 福祉サービスの利用状況について

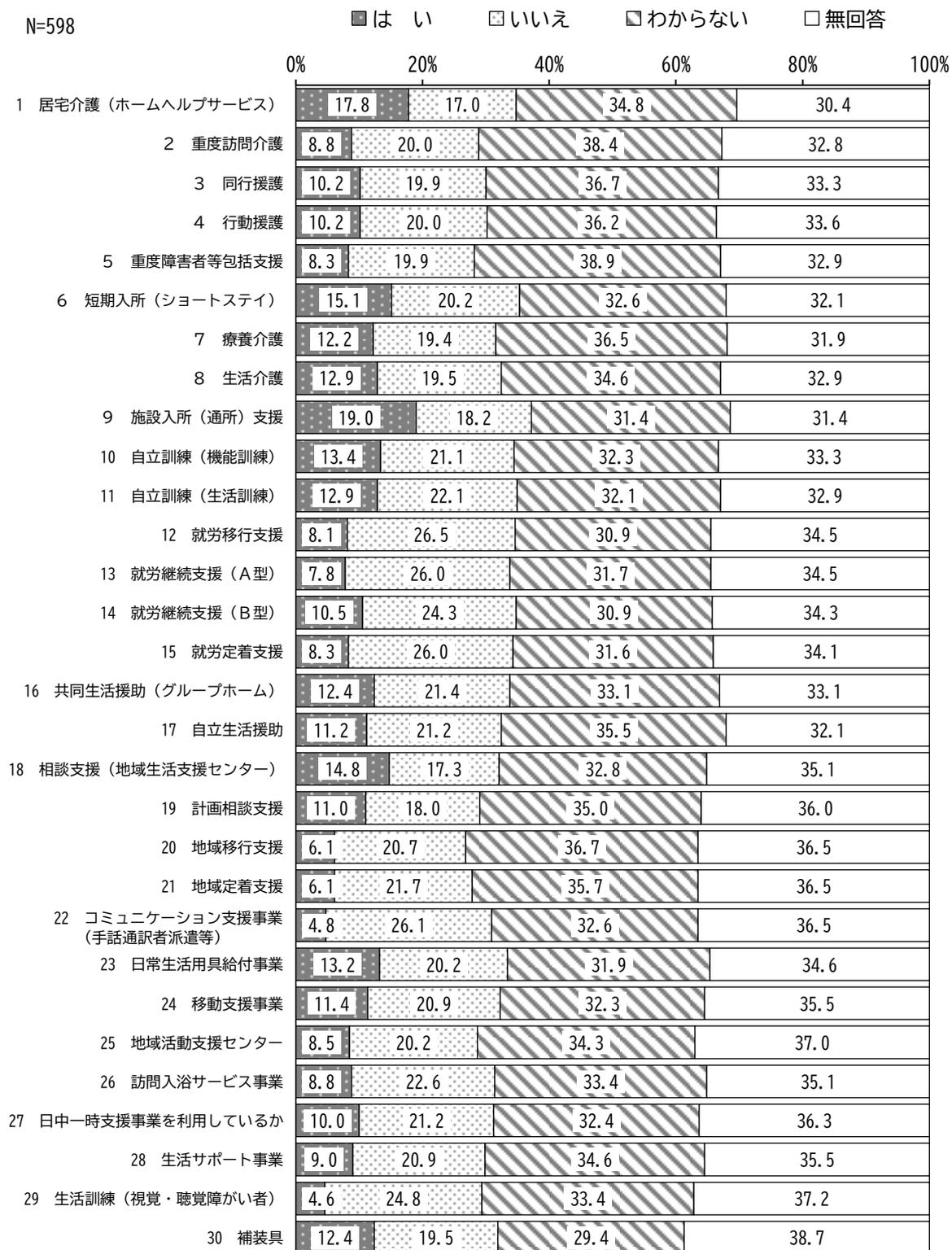
【サービスを利用しているか 全体】

「はい」の回答では、『9 施設入所（通所）支援』の割合が11.4%と最も高くなっています。



【今後そのサービスを利用したいか 全体】

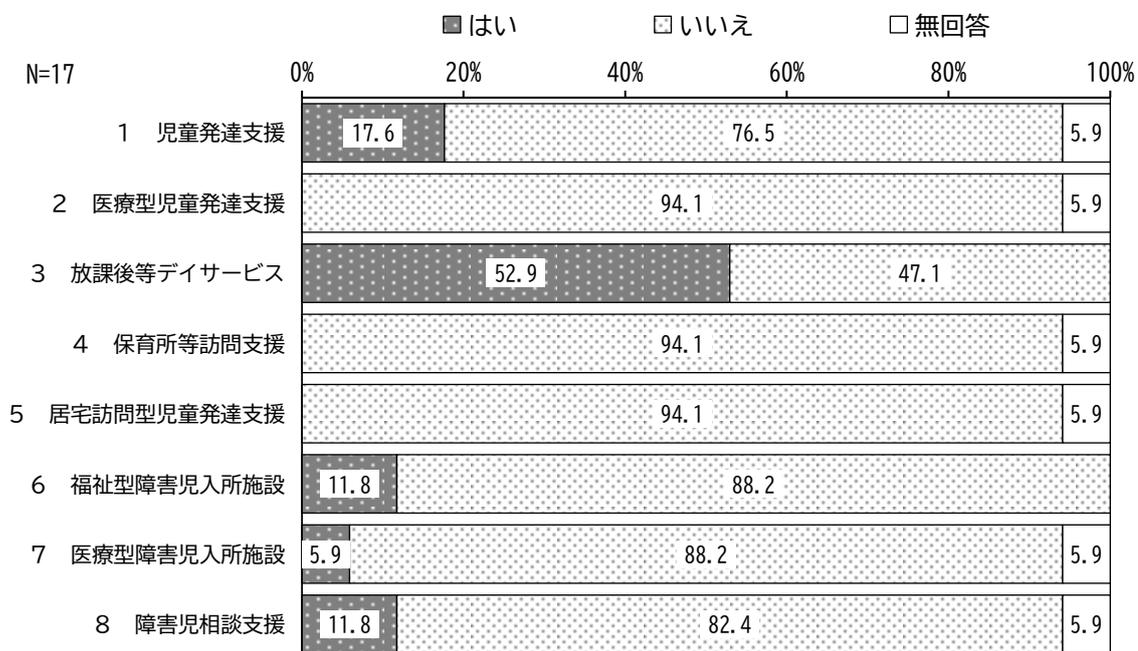
「はい」の回答では、『9 施設入所（通所）支援』の割合が19.0%と最も高くなっています。



② 障がい児福祉サービスの利用意向

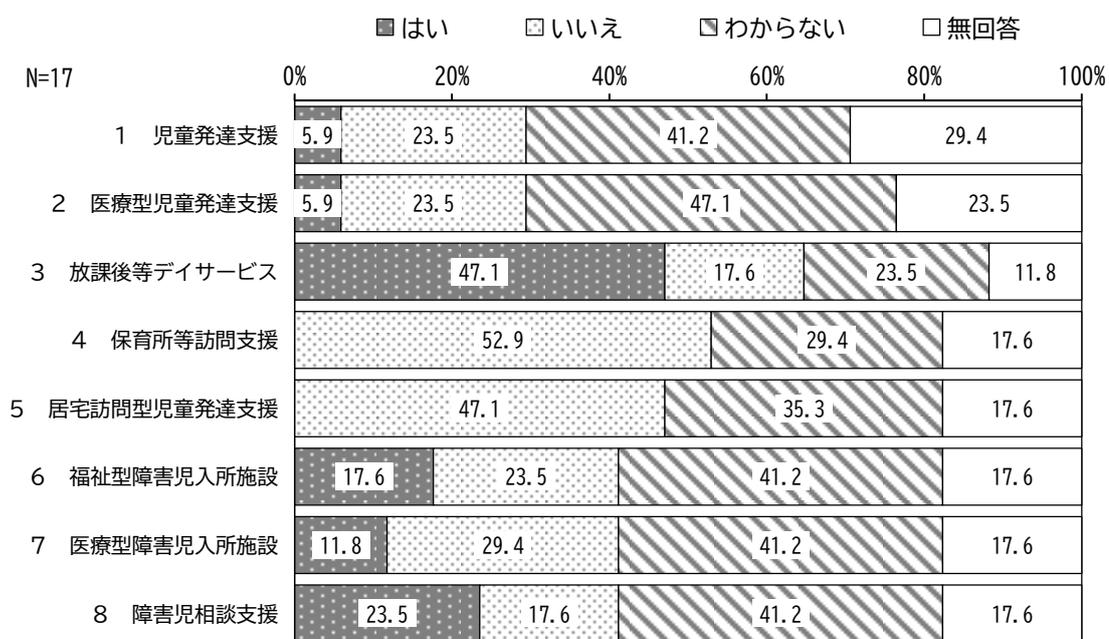
【サービスを利用しているか】

『3 放課後等デイサービス』で「はい」の割合が最も高くなっています。



【今後そのサービスを利用したいか】

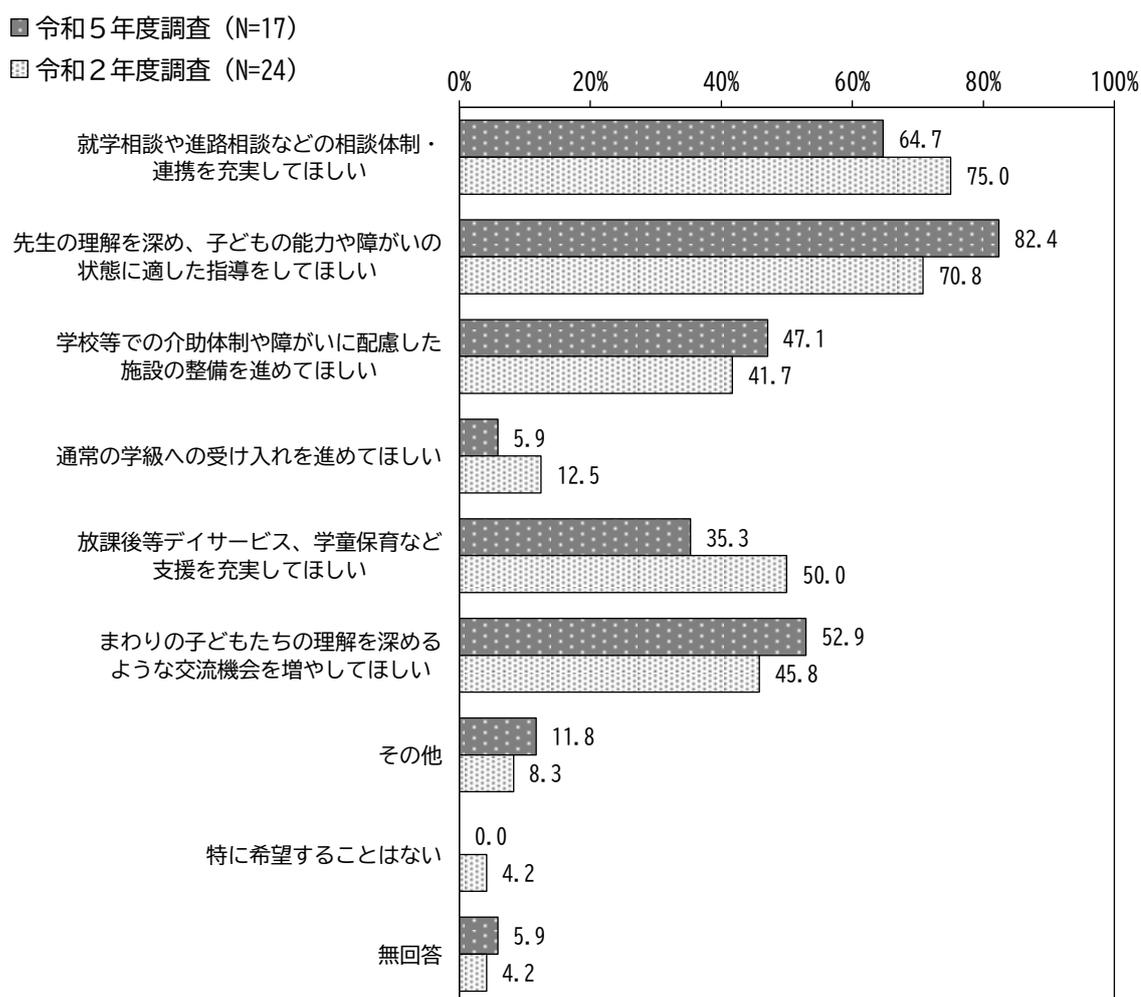
『3 放課後等デイサービス』で「はい」の割合が最も高くなっています。



(6) 保育・教育について

① 保育や学校教育に望むこと

「先生の理解を深め、子どもの能力や障がいの状態に適した指導をしてほしい」の割合が82.4%と最も高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制・連携を充実してほしい」の割合が64.7%、「まわりの子どもたちの理解を深めるような交流機会を増やしてほしい」の割合が52.9%などの順となっています。



第3章 計画目標及び見込み量の設定と確保方策

1 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取組の目標量を定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 国の基本指針

	国の基本指針
地域生活移行者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行
施設入所者数	令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

② 羽咋市の目標値

	令和4年度末施設入所者数	目標値
令和8年度末までの地域生活移行者数	32	2人
令和8年度末の施設入所者削減数	32	2人

目標実現に向けた取組

自立した生活に必要な障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、相談支援専門員を中心とし、利用ニーズや定着するために必要なことを的確に捉えながら入所支援施設と連携し支援を行います。

また、障がい者の地域生活移行の受け皿として、グループホーム※などの「住まいの場」の整備を促進するとともに、生活介護、就労移行支援や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 国の基本指針

精神障がい者が、地域の一員として安心して暮らしていくことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進し、精神科病院からの早期退院及び退院による地域移行を進めることを目標としています。

② 羽咋市の目標値

活動指標			
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	11	12	13
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1	1	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1	1	1

目標実現に向けた取組

精神障がいの程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制の構築を推進します。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場においては、関係機関と連携して、地域の課題やニーズを共有しながら精神障がいのある人の地域生活への移行の推進に努めます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

① 国の基本指針

国の基本指針	
地域生活支援拠点等の充実	令和8年度末までに、地域生活支援拠点等を整備するとともに、機能の充実のためのコーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する
強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備	令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ者に関して、市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

② 羽咋市の目標値

	目標値
地域生活支援拠点等の設置	実施
コーディネーターの配置	実施
強度行動障がいをもつ者への支援体制の整備	実施

活動指標			
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	2	2	2
コーディネーターの配置人数	2	3	3
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施回数	2	2	2

目標実現に向けた取組

障がい者の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活支援を推進するため、1市2町を中心に居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に取り組んでおり、今後は羽咋郡市自立支援協議会*の専門部会として地域生活支援拠点部会を設け、本市の実情や課題について関係機関で情報を共有し、協議を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 国の基本指針

	国の基本指針
一般就労移行者数	令和8年度に就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者の数が、令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援における一般就労移行者数	令和8年度に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者の数が、令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和8年度に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行する者の数が、令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和8年度に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行する者の数が、令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	就労移行支援事業所のうち、令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合が5割以上
就労定着支援事業の利用者	令和8年度の就労定着支援事業を利用する者の数が、令和3年度の利用者の1.41倍以上
就労定着支援事業の就労定着率	令和8年度の就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合が2割5分以上

② 羽咋市の目標値

	令和3年度	目標値
令和8年度までの一般就労移行者数	1	3
うち就労移行支援事業による移行者	1	1
うち就労継続支援A型事業による移行者	0	1
うち就労継続支援B型事業による移行者	0	1
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	1	1

目標実現に向けた取組

障がい者の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供や相談支援専門員による相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、必要に応じてハローワークや障害者就業・生活支援センター※と連携して、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達について周知を継続的に行っていくとともに、障がい者施設に通所する障がい者の工賃向上の取組を進めるなど、その他の就労支援事業も含めた総合的な就労支援を行います。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 国の基本指針

	国の基本指針
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、市町村又は圏域で1か所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和8年度末までに、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
重症心身障がい児を支援する事業所の確保	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域で各1か所以上確保
医療的ケア児の支援	令和8年度末までに、市町村又は圏域で、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

② 羽咋市の目標値

	目標値
令和8年度末までに児童発達支援センター設置	1か所
令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1か所
令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人

活動指標			
項目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等の受講者数	1	1	1
ペアレントメンター※の人数	0	0	1
ピアサポート※の活動への参加人数	0	1	2

目標実現に向けた取組

障がい児の地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保していきます。

医療的ケア児の数が増加する中で、医療的ケア児の状態に応じて関係機関と個別に連携を行い、個々のケースに対応しており、今後は保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場の設置等に向けて取り組んでいきます。

「ペアレントトレーニング」とは

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困り事を解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムです。

「ペアレントプログラム」とは

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。

「ペアレントメンター」とは

発達障がい※のある子どもを育てた経験がある親で、相談支援に関する一定のトレーニングを受け、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、自身の子育ての経験から相談に応じたりする支援者です。

「ピアサポート」とは

似たような体験や悩み、症状などを持ち、同じような立場や境遇にある仲間（英語で「peer」）が、互いの経験を分かち合い、支え合う活動です。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 国の基本指針

国の基本指針	
相談支援体制の充実	令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センター※の設置と、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
協議会の機能強化	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保

② 羽咋市の目標値

	目標値
基幹相談支援センターの設置	実施

活動指標				
項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	無	無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の実施	件	0	0	10
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	0	0	1
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回	0	0	1
個別事例の支援内容の検証の実施	回	0	0	1
主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	2

活動指標				
協議会等を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
事例検討の実施回数	回	2	3	4
参加事業者・機関数	機関	3	4	4
専門部会の設置数	部会	2	3	4
専門部会の実施回数	回	4	6	8

目標実現に向けた取組

相談支援体制を充実・強化するため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、地域の相談支援事業者に対する定期的な訪問等による専門的な指導、助言及び人材育成のために研修等を実施し、相談支援専門員の質の向上を図るとともに、地域の相談支援機関と連携強化の取組を進めます。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の基本指針

国の基本指針	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

② 羽咋市の目標値

	目標値
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	実施

活動指標			
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	1	1	1

目標実現に向けた取組

障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、市が指定している事業所に関しては、適切な期間で実地指導を行うとともに、県の実地指導に同行し、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。

2 障がい福祉サービスの利用状況と利用見込み

障がい福祉サービスとは、障がいのある人や特定の疾患のある人が地域のなかで生活を続けていけるよう、支援するサービスのことです。自宅や施設での介護や自立訓練などのさまざまなサービスがあります。

(1) 訪問系サービス

サービス名	概要
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴・排せつ・食事等の介護を提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由や重度の知的・精神障がい者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供します。
重度障がい者等 包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。

① 必要な量の見込み（1ヶ月当たり）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	17	17	19	20	21	22
	時間分	112	110	129	134	140	147
重度訪問介護	人分	0	0	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	0	0	2
同行援護	人分	7	7	6	7	7	8
	時間分	60	59	56	60	60	68
行動援護	人分	0	0	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	0	0	2
重度障がい者等 包括支援	人分	0	0	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	0	0	2

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

サービス需要の増大にあわせ、事業所との連携や助言・指導を行うなど相談支援体制やサービス提供体制の充実を図ります。

利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）等が在宅生活を維持できるように的確な利用者ニーズの把握に努め、必要とされるサービスの提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	概要
生活介護	常時介護を必要とする障がいのある方で、主に昼間に障害者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。
自立訓練	障がいのある方に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練に分けられています。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がいのある方に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供することにより、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行います。
就労継続支援 (A型)	雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がい者であって、就労移行支援事業で、一般企業の雇用に結びつかなかった方、盲・ろう・養護学校を卒業して雇用に結びつかなかった方、一般企業を離職した方や就労経験のある方等が対象となります。
就労継続支援 (B型)	就労の機会を通じて、生産活動に関する知識や能力の向上が期待される方で、就労移行支援事業により、一般企業の雇用に結びつかなかった方、一般企業等での就労経験のある方で、年齢や体力の面から雇用されることが困難な方、一定の年齢に達している方が対象となります。
就労定着支援	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を提供します。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。
療養介護	医療を必要とする障がい者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話等を提供します。
短期入所	居宅で介護を行う方が疾病等で介護ができない場合に、障がいのある方等を障害者支援施設等へ短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介護等を提供するものです。

① 必要な量の見込み（1ヶ月当たり）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	39	41	42	43	44	45
	人日分	841	853	892	911	932	954
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	1	1	1
	人日分	0	0	0	14	14	14
自立訓練 (生活訓練)	人分	1	0	0	1	1	1
	人日分	12	0	0	14	14	14
就労移行支援	人分	5	3	3	4	5	6
	人日分	81	43	46	61	76	91
就労継続支援 (A型)	人分	15	11	9	10	11	12
	人日分	304	226	179	198	218	238
就労継続支援 (B型)	人分	65	71	78	80	82	84
	人日分	1,236	1,337	1,504	1,536	1,574	1,613
就労定着支援	人分	1	0	0	1	1	1
就労選択支援	人分	0	0	0	0	4	4
療養介護	人分	11	12	12	12	12	13
福祉型短期入所	人分	4	6	7	8	9	10
	人日分	29	42	46	52	59	65
医療型短期入所	人分	0	0	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	0	0	1

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、緊急時の相談体制及び受け入れ体制として、介護者が病気等になったときに対応できる短期入所サービスの充実を図ります。

特別支援学校の卒業生や在宅の重度障がい者が希望する日中活動系サービスを利用できるよう、継続的な生活介護施設等の整備に努めます。

利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

医療的ケアを要する人が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、相談支援員を中心とした連携による支援体制の充実に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス名	概要
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で相談や日常生活上の援助を行います。また、必要に応じて、入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。
施設入所支援	施設に入所している障がい者に対して、主に夜間に入浴・排せつ・食事の介護等を提供します。
自立生活援助	障がい者支援施設等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対して、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の意思を尊重した地域生活を支援します。

① 必要な量の見込み（1ヶ月当たり）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人分	31	30	31	32	33	34
施設入所支援	人分	32	32	31	31	30	30
自立生活援助	人分	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

障がい者のニーズの把握に努め、必要なサービスを提供できるよう、グループホーム等の居住系サービスについては、地域生活への移行を推進していく上で不足が指摘されていることから施設整備を促進していきます。

グループホームの充実を図るとともに、相談支援専門員を中心に入所支援施設や精神病床のある病院入所等と連携して検討を行い、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援等を推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

グループホームの設置を促進するにあたり、障がいのある方に対する誤解・偏見が生じないよう、障がいに対する正しい理解や知識について、地域住民や市民全体への周知・啓発に努めます。

障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の体制の整備や充実に努め、地域の社会資源を最大限に活用し、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス名	概要
計画相談支援	利用者及び家族の希望や置かれている状況等を踏まえ、福祉サービス等の利用に関する計画（サービス等利用計画）を作成するとともに、各サービスの実施状況を把握し、福祉サービス事業者等と連絡調整等を行う事業です。サービス等利用計画の作成やその後の相談支援は相談支援専門員が行います。
地域移行支援	地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、地域移行に向けた準備のための同行支援や入居支援などを行います。
地域定着支援	地域生活や一人暮らしへと移行した障がいのある人に対して、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの多様な特性に起因して生じる緊急の事態等に、24時間体制の相談支援などを行います。

① 必要な量の見込み（1ヶ月当たり）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	44	42	42	43	44	45
地域移行支援	人分	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人分	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

支援を必要とする利用者には、相談支援専門員等による計画相談支援を通じたサービス利用の調整・モニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。

地域で生活している障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、地域移行支援や地域定着支援に係るサービスの充実を図りながら、地域生活への移行等についての周知に努めます。

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たって、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を進めます。

3 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟な形態で取り組むことができる事業です。

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を地域住民に対して行います。

① 必要な量の見込み

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

地域住民に障がいに対する理解を深めるための教室やパンフレット作成、ホームページへの掲載等による理解促進に向けた取組を行い、こころのバリアフリー※を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

サービス名	概要
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

① 必要な量の見込み

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

障がい者やその家族がお互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会など、自発的に行う自主グループの活動が活性化するよう支援します。

(3) 相談支援事業

サービス名	概要
基幹相談支援センター等機能強化事業	市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とします。

① 必要な量の見込み

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	2	2	1	2	2	2
基幹相談支援センター	実施状況	無	無	無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施状況	無	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	相談員配置	週4回	週4回	週5回	週5回	週5回	週5回
住宅入居等支援事業	実施状況	無	無	無	無	有	有

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

障がい者・児の相談における専門的職員を配置し、相談支援機能強化を図ります。

市健康福祉課に配置の相談員を増やし、いつでも気軽に相談できる相談支援体制の強化を行います。

住宅入居等支援事業については、相談内容に応じて圏域の関係課と調整・検討を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービス名	概要
成年後見制度※利用支援事業	障がい福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者であり、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人について、後見人等の報酬等の経費の一部について助成を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無	無	有	有

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

成年後見制度利用支援事業を継続するとともに、相談支援事業所等と連携して成年後見制度の利用を促進します。

成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の実施を予定する法人が現れた場合の検討ができるよう、事業の実施を継続していきます。

(5) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

サービス名	概要
意思疎通支援事業	聴覚や視覚などの障がいのため意思疎通に支援が必要な人に、手話通訳者※や要約筆記者※を養成・派遣を図ります。本事業については、羽咋市登録の手話通訳者派遣により実施します。

① 必要な量の見込み（年間）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	実利用者数	10	30	40	50	50	50
要約筆記者派遣事業	実利用者数	0	12	15	20	20	20
手話通訳者設置事業	実設置人数	1	1	1	1	1	1
手話通訳者養成講習	事業数	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

手話通訳者の増員、養成や技能の向上を図るため、市主催の手話奉仕員養成講座実施を継続していくとともに、県主催の手話通訳者養成講座の周知を図ります。

遠隔手話サービスを導入し、感染症対策に配慮した手話通訳者派遣の環境体制を維持し、利用者への周知を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス名	概要
日常生活用具の給付	障がいのある人に、日常生活用具を給付又は貸与することで、自立した生活を促します。

① 必要な量の見込み（年間）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	0	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	0	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	2	3	3	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	件	6	5	5	5	5	5
排泄管理支援用具	件	528	494	550	580	610	640
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	0	1	2	2	2

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

時代に対応した給付用具内容の検討するため、日常生活用具に関する製品情報の収集を行うとともに、サービスを必要とする人への事業の周知及び情報提供に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス名	概要
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される手話通訳者の養成・研修を行います。

① 必要な量の見込み（年間）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	3	3	6	8	8	8

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を継続して実施するなど、必要な人材の育成・確保に努めます。

(8) 移動支援事業

サービス名	概要
移動支援	屋外での移動が難しい人の自立や社会参加を助けるために、外出するときの移動の支援をします。

① 必要な量の見込み（年間）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	実利用者数	11	8	7	8	8	8
	延利用時間	334	177	100	150	150	150

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

移動支援が必要な方への周知を継続しながら、利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態での実施などを含め、移動支援の充実に努めます。

移動支援事業への参入を呼びかけ、実施事業所の確保を図ります。

(9) 地域活動支援センター事業

サービス名	概要
地域活動支援センター※	創作的・生産的活動や、社会との交流を増やす活動などを行う場所として、障がいのある人の地域生活を支援します。

① 必要な量の見込み（年間）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	実利用者数	35	29	27	28	29	30
	延利用時間	904	906	1,060	1,100	1,150	1,200

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

事業所と定期的に情報を共有し、利用者の状況やニーズに対応できるよう相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場として、内容の充実を図ります。

(10) その他の事業

サービス名	概要
日中一時支援	介護者が、緊急その他やむを得ない理由により介護することができないとき、障がいのある人の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行います。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障がいのある人の居宅を訪問し、入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。
自動車改造費助成事業	自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
自動車運転免許取得費助成事業	自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。

① 必要な量の見込み（年間）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	実利用者数	30	22	28	29	30	31
	延利用時間	926	1,247	1,440	1,500	1,550	1,600
訪問入浴サービス事業	利用回数	109	26	0	100	100	100
自動車改造費助成事業	利用件数	0	2	1	2	2	2
自動車運転免許取得費助成事業	利用件数	0	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の実績等を勘案するとともに、地域の実状や課題を把握し、事業を必要とする人へ適切なサービスが提供できるよう体制の充実を図ります。

4 障がい児福祉サービスの利用状況と利用見込み

障がい児福祉サービスとは、障がいのある子どもが、地域のなかで生活を続けていけるよう、支援するサービスのことです。

サービス名	概要
児童発達支援	障がいのある未就学児に対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際の利用計画の作成から、利用後のモニタリングを一定期間ごとに行うなどの支援を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童を対象にして、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や、地域社会との交流促進などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある子どもに対して、日常生活における基本動作の指導や、知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等の支援や治療を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある子どもが通う保育所等に訪問し、子どもや職員に対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいのある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘察し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。

① 必要な量の見込み（1ヶ月当たり）

	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分	2	2	2	2	2	3
	人日分	10	7	9	10	10	15
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	0	0	5
放課後等デイサービス	人分	31	30	38	40	42	44
	人日分	494	468	665	680	714	748
保育所等訪問支援	人分	0	0	1	1	1	2
	人日分	0	0	2	3	3	5
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	0	0	5
障害児相談支援	人分	8	10	13	14	15	16
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	2	4	1	2	2	3

※令和5年度は見込み

② 見込量確保の方策

今後もサービスに対する需要が増大していくことが見込まれるため、医療的ケア児や重症心身障がい児を受け入れることができる事業所等の確保を図ります。

利用者が安心してより質の高いサービスを受けられるよう、事業者に対して指導、監査及び研修等を実施し、事業者の運営の適正化を図ります。

相談支援専門員等を通じて障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズを把握し、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を進めます。

障がい児のライフステージ※に沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を強化し、情報共有に努め切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

第4章 計画の推進

1 庁内の連携体制

市が行う施策や事業に福祉的視点を取り入れ、効率的かつ総合的な施策の推進を図るため、健康福祉課を中心として庁内関係課との連携体制を図ります。

2 関係機関との連携体制

地域における総合的、計画的な施策の推進を図るため、石川県や保健・医療・福祉、障がい者関係団体、障がい者福祉サービス事業所等との連携・協力を推進します。

3 計画の進行管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。

成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

中間評価の際には、羽咋市障害者計画等策定委員会の意見を聴くとともに、その結果を市ホームページ等で公表します。

参 考 资 料

2 羽咋市障害者計画等策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 健やかで安心して住めるまちをめざして、障害者を取り巻く状況や課題を整理し、社会参加などの目標値を定めた羽咋市の障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するため、羽咋市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項に対する意見や、障害福祉計画の各年度における指定障害福祉サービス、指定相談支援等の必要な見込量、その確保のための方策や地域生活支援事業の実施に関する事項等を定めるため、必要な提言を行うことを職務とする。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内の障害者福祉関係団体
- (3) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。

(委員会)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選をもってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集するものとし、委員長はその会議の議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課援護係において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

3 羽咋市障害者計画等策定委員会委員名簿

No.	所属組織	役職	氏名
1	羽咋市町会長連合会	副会長	安田 稔
2	羽咋市民生委員児童委員協議会	理事	藤田 典知
3	石川県能登中部保健福祉センター	健康推進課長	市塚 真由美
4	羽咋市社会福祉協議会	会長	松田 孝司
5	羽咋市身体障害者福祉協議会	会長	岡山 学
6	羽咋郡市ろうあ協会	会長	疋津 清美
7	羽咋郡市視覚障害者協会	会長	藤岡 良夫
8	羽咋手をつなぐ育成会	副会長	金丸 武治
9	社会福祉法人 弘和会	理事長	畝 和弘
10	NPO 法人 なぎさ工房リヴ	施設長	田村 志津子
11	社会福祉法人 はくい福社会	施設長	平戸 理恵
12	株式会社 FUCHA	施設長	狩山 真弓
13	有限会社 ぽぷら	取締役	木村 和子
14	羽咋市教育委員会学校教育課	課長補佐	北 綾子
15	羽咋市地域整備課	主査	木村 貴志
16	羽咋市こども課	主幹兼指導保育士	盛田 いずみ

4 用語集

【ア行】

一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

【カ行】

権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人の権利擁護を目的として、地域における自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用の支援や日常的な金銭管理などを行うこと。

基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がい者の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

グループホーム

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を受けることができる。

【サ行】

児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に変換して通訳する人のこと。

障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的、かつ、計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関の連携の拠点となり、障害者の身近な地域において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成 25 年 4 月に障害者自立支援法から改正された。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等が規定され、平成 28 年 4 月に施行された。

自立支援協議会

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、市町が設置する地域の関係機関で構成される協議会。

身体障がい者（児）

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がいがある者であって、県知事等から身体障がい者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により 1 級から 6 級に認定される。

精神障がい者（児）

統合失調症、気分障がい、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患のある人（発達障がいを含む）。

成年後見制度

知的障がいや精神障がいのある人、又は認知症高齢者などの親亡き後など、判断能力の十分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約したりする場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。

【タ行】

地域活動支援センター

障がい者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を共する。

知的障がい者（児）

知能検査によって確かめられる、理解・判断、論理などの知的機能の障がいが発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人。

【ナ行】

ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で障がいのある人もない人も、共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという考え方。

【ハ行】

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、床の段差を解消したり、手すりの設置など物理的な障壁の除去を指すほか、より広くすべての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的などすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアサポート

似たような体験や悩み、症状などをもち、同じような立場や境遇にある仲間（英語で「peer」）が、互いの経験を分かち合い、支え合う活動です。

ペアレントトレーニング

保護者が子供とのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困り事を解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム。

ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。

ペアレントメンター

発達障がいのある子どもを育てた経験がある親で、相談支援に関する一定のトレーニングを受け、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、自身の子育ての経験から相談に応じたりする支援者。

【ヤ行】

要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で手書きやパソコン入力により、文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

【ラ行】

リハビリテーション

障がいのある人が障がいのない人と同じように生活するために、ライフステージのすべての段階において、その人が持っている身体的、精神的、社会的能力を発揮し、その自立と社会参加の促進を目指すとの考え方。

ライフステージ

人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの階段。

療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者と判断された人に対して交付される手帳。障がいの程度表示は重度は「A」、中度、軽度は「B」となっている。

第7期羽咋市障害福祉計画

第3期羽咋市障害児福祉計画

発行：羽咋市健康福祉課

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア 200 番地

TEL：0767-22-3939

FAX：0767-22-3995

令和6年3月